

令和7年第12回渋谷区教育委員会定例会会議録

- 1 開会日時 令和7年6月19日（木）午前10時00分
- 2 閉会日時 令和7年6月19日（木）午前10時15分
- 3 場 所 渋谷区役所4階教育委員会室
- 4 出席者

（委員）

教育長	伊藤 林太郎	委 員	平岩 国泰
委 員	加藤 良太郎	委 員	田丸 尚稔
委 員	松本 理寿輝		

（事務局職員）

教育委員会事務局次長	篠原 保男
教育政策課長	齋藤 貢司
未来の学校担当課長	堀江 崇
未来の学校担当課長	岡部 尚徒
学務課長	横手 麻理
教育指導課長	安部 忍
教育センター所長	間嶋 健
地域学校支援課長	山上 ますみ

（書 記） 島田 直子 佐谷 友理香

- 5 会議の概要 別紙のとおり

議案第 28 号 渋谷区幼保一元化施設条例施行規則の一部を改正する規則

議案第 29 号 渋谷区立学校温水プールの使用に関する規則の一部を改正する規則

議事運営等

- 令和7年第12回教育委員会定例会を開会
- 議事録署名に加藤委員を指名
- 大日方委員が欠席

■教育長報告要旨

○まず、6月7日に松濤中学校・鉢山中学校の運動会が行われた。今年度は雨天順延の学校が多かったが、今回は晴天の中、実施することができた。次に、例年LDHの皆さんに、全小学校にダンス教室を行っていただいているが、6月7日に千駄谷小学校で開催され、児童が楽しく踊っている様子を見学することができた。また、同日に原宿外苑中学校にて、原リンピックが開催された。原リンピックとは、同中学校の生徒会が、企画・運営するパラスポーツを軸とした体験型イベントであり、昨年度から行われている。生徒会が中心となり、議論をしながら作り上げ、盛り上げようという気持ちを感じられた。次に、青山キャンパス近隣マンション理事会説明会を6月7日に実施し、引越しのスケジュールや、開校後の子供たちの通学方法について説明を行った。また、6月14日に行われた氷川地区防災キャラバンでは、広尾中学校の建て替えを中心に説明をし、近隣の方から御意見をいただいた。最後に、6月3日から17日まで、令和7年第2回区議会定例会が開催された。本会議において、私には7人の議員から20件の質問があり、教育長としての1年間の総括や、中学校の特色の見直し、次期ICT基盤の更新に関する質問などがあった。

◆議案第28号

渋谷区幼保一元化施設条例施行規則の一部を改正する規則

一◇説明要旨

(※別紙資料に基づき学務課長が説明)

○議案第28号「渋谷区幼保一元化施設条例施行規則の一部を改正する規則」について説明する。本議案は、「渋谷区幼保一元化施設条例」の一部改正に伴い、規定の整備を行うため、この案を提出するものである。まず、本規則の新旧対照表をご覧いただきたい。本規則の改正前の第17条第1項及び第2項においては「条例第9条第1項第1号」に係る文言と「条例第9条第1項第2号」に係る文言が規定されている。今回の条例改正で、第9条第1項第1号及び第2号が削除され、全ての3歳未満について、保育料の額が、無料となるよう改正されたため、本規則においても、その文言部分を削除して整える、というのが今回の改正内容である。施行日は、一部改正条例と同じく、令和7年9月1日である。

—◇質疑応答 —————
○なし。

—◇議事結果 —————
○原案どおり可決。

◆議案第 29 号

渋谷区立学校温水プールの使用に関する規則の一部を改正する規則

—◇説明要旨 —————
(※別紙資料に基づき地域学校支援課長が説明)

○議案第 29 号「渋谷区立学校温水プールの使用に関する規則の一部を改正する規則」について説明する。本議案は、渋谷区立学校温水プールの使用料の額の改定及び学校温水プールの使用に関する運用整備に伴い、規定の整備を行うため、規則の一部を改正する必要があるので、この案を提出するものである。まず、本規則の新旧対照表を御覧いただきたい。初めに、第 6 条である。貸切り使用の手続における運用整備に伴い、団体登録申請及び団体登録証の交付の手続、申請・承認の例外手続、使用料の納入期限を新たに規定するとともに、渋谷区立学校温水プール使用承認申請書の提出期日を、使用の属する月の 2 月前から 4 月前に改正している。それにより、第 1 項から第 7 項までのとおり、項の新設・繰下げを行うとともに、6 ページ以降にある、別記第 1 号様式、別記第 1 号様式の 2、別記第 1 号様式の 3 及び別記第 2 号様式を新設・改正した。次に、第 7 条である。これまで使用券及び回数使用券の 2 つで定義していたものを、渋谷区立学校温水プール使用券、渋谷区立学校温水プール個人使用回数券及び渋谷区立学校温水プール個人使用回数券(カード)の 3 つに再定義した。また、「学校施設使用条例の一部を改正する条例」で、1 時間当たりのプール使用料が一般団体 300 円、小中学生 50 円に改正したこと、これらを受け、別記第 3 号様式、別記第 4 号様式及び別記第 4 号様式の 2 を改正している。次に、第 8 条についても「学校施設使用条例の一部を改正する条例」で、1 時間当たりのプール使用料を一般団体 300 円、小中学生 50 円に改正したこと、回数使用券の種類を新たに規定したことを受け、第 1 項を改正、第 2 項を新設するとともに、4 ページ下段にある別表第 2 を改正している。次に、第 10 条である。貸切り使用料の減免における運用整備に伴い、貸切り使用料を減額する団体として、「代表者を除く構成員が区内の小中学生又は中学生により構成された団体」を追加するとともに、使用料の減額又は免除を受ける際の申請手続を改正した。それにより、第 1 項第 1 号から第 7 号までのとおり、項の新設・繰下げを行うとともに、第 2 項に第 1 号及び第 2 号を新設した。また、別記第 5 号様式を改正、別記第 5 号様式の 2 を新設している。最後に、第 13 条につ

いて、様式名称を改めた。施行日は、令和7年7月1日である。

—◇質疑応答 -----

○なし。

—◇議事結果 -----

○原案どおり可決。

議事終了 閉会

上記記載の記録について相違ないことを認め、ここに署名する。

教育長 伊 藤 林太郎

委 員 加 藤 良太郎